

2022 February

2

No.864

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■小城市 牛尾梅林

今月の記事

● 日本年金機構

- ・被保険者資格喪失届について..... 2
- ・退職後継続再雇用された場合の届出と添付書類..... 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・令和4年1月から健康保険の傷病手当金の支給期間が通算化されます 4
- ・ジェネリック医薬品へ切り替えのきっかけに「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りいたします 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のご案内..... 6
- ・令和4年4月から実施される年金制度改正 7

- ・年金相談窓口開設等 8
- ・県内年金事務所の電話 自動音声案内 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆様へ

被保険者資格喪失届

従業員が退職したとき、60歳以上の方で退職後に継続して再雇用をしたとき、従業員が死亡したとき、従業員が75歳に到達したとき、障害認定を受け後期高齢者医療の資格を取得したときは被保険者資格喪失届の提出をお願いします。また、健康保険証を交付されている場合は健康保険証の添付(本人および被扶養者分)をお願いします。

⑤「資格喪失年月日」欄について
喪失理由により日付が異なりますので下図をご参照ください。

退職等による資格喪失	退職日の翌日
	転職の当日
	雇用契約変更の当日(定年後再雇用及び60歳以降の契約更新)
死亡による資格喪失	死亡日の翌日
75歳到達による健康保険の資格喪失	誕生日の当日
障害認定による健康保険の資格喪失	認定日の当日

⑧「70歳不該当」欄について

70歳以上の方で資格喪失理由が退職、死亡である場合は、「70歳以上被用者不該当」にチェックを入れてください。

また、「不該当年月日」に退職または死亡した当日の年月日をご記入ください。

※在職中に70歳に到達された方の厚生年金保険被保険者資格喪失届は、この用紙ではなく「70歳到達届」をご提出ください。

事業主の皆様へ

退職後継続再雇用された場合の届出と添付書類

60歳以上の被保険者が退職後に1日も空くことなく同じ事業所に再雇用された場合は、「被保険者資格喪失届」と「被保険者資格取得届」を同時に届出することにより、再雇用された月から再雇用後の報酬で標準報酬月額を決定します。

届出される際は、添付書類として「就業規則」、「退職辞令の写し」等の退職したことがわかる書類及び再雇用されたことがわかる「雇用契約書」または「事業主の証明」が必要になります。「事業主の証明」には指定の様式はありませんが、退職した日、再雇用された日が記載されており、事業主印の押印されているものが重要です。



お問い合わせ先

●各年金事務所 厚生年金適用調査課

退職された皆様へ

退職時の厚生年金保険から国民年金への切替と保険料納付(免除制度)について

厚生年金保険に加入していた方(20歳以上60歳未満)が退職(失業)された後は、ご本人が国民年金への加入手続きのうえ、保険料を納めることになります。

また、退職された方の被扶養配偶者におかれましては、国民年金第3号被保険者から第1号被保険者に種別変更の手続きを行う必要があります。

保険料を納めることが経済的に困難な方には、退職した年から翌々年6月まで利用することができる「免除制度(退職による特例認定)」があります。このお申し込み時は、離職票や雇用保険受給資格者証等の写しの添付が必要となります。

手続き先はお住まいの市町村の国民年金担当窓口、または管轄の年金事務所の国民年金課となります。年金手帳等をご持参のうえ、お手続きをお願いします。



お問い合わせ先

●各年金事務所 国民年金課

社会保険料(国民年金保険料)は納付期限内に納付しましょう。
令和4年2月分保険料の納付期限は**令和4年3月31日(木)**です。

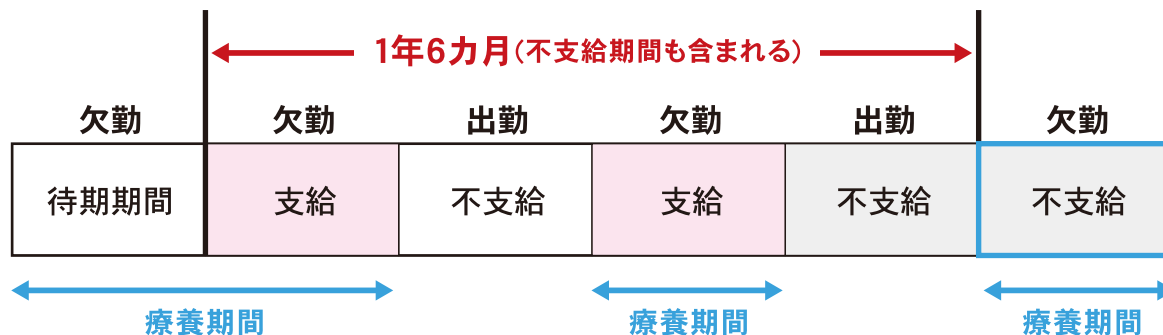
令和4年1月1日から
健康保険の傷病手当金の支給期間が**通算化**されます

改正のポイント①

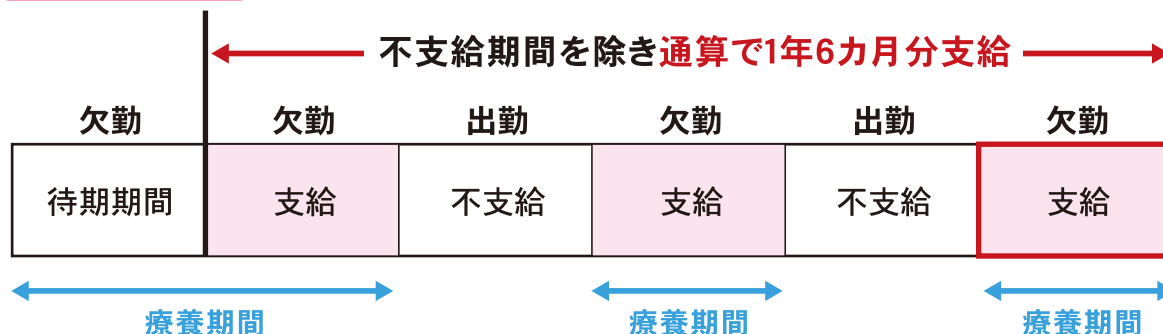
傷病手当金の支給期間が、支給開始日から「通算して1年6カ月」になりました。

- ・同一のケガや病気に関する傷病手当金の支給期間が、支給開始日から通算して1年6カ月に達する日まで対象となりました。
- ・支給期間中に途中で出勤するなど、傷病手当金が支給されない期間がある場合には、支給開始日から起算して1年6カ月を超えても、繰り越して支給可能になります。

現行の支給期間



改正後の支給期間



改正のポイント②

この改正は、令和4年1月1日から施行されています。

- ・令和3年12月31日時点で、支給開始日から起算して1年6カ月を経過していない傷病手当金(令和2年7月2日以降に支給が開始されたもの)が対象です。

ジェネリック医薬品へ切り替えのきっかけに 「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」 をお送りいたします。

お薬代の負担軽減が一定額以上見込まれる方に、「ジェネリック医薬品軽減額通知」を2月下旬に送付いたします。今後、お薬を選ぶ際のご参考にしてください。

送付対象 ◆主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方
◆お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方

送付先 加入者(被保険者)の方の住所へ直接送付します。

送付時期 令和4年2月下旬にお送りします。

! このお知らせはジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。
ジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせする目的で送付しています。

ジェネリック医薬品の使用は、皆様のお薬代の自己負担を軽減させるだけでなく、「インセンティブ制度」の評価指標にも含まれているため、保険料率の引き下げにもつながります。



【インセンティブ制度とは】

協会けんぽの加入者や事業主の皆様の健康づくりや医療費適正化への取り組みの成果に応じて、インセンティブ(報奨金)が付与され、都道府県ごとの健康保険料率に反映されます。

ご負担いただく保険料に関する重要な制度となっていますので、加入者の皆様と佐賀支部が一体となり、健康保険料率引き下げに向け、各種取り組みを進めましょう!

指標① 特定健診等の受診率

指標② 特定保健指導の実施率

指標③ 特定保健指導対象者の減少率

指標④ 要療養者の医療機関受診率

指標⑤ **ジェネリック医薬品の使用割合**

佐賀支部のジェネリック医薬品使用割合は
82.4%と、全国8位です。

(全国平均は80.1%令和3年8月時点)

引き続き、積極的な利用をお願いします。



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





令和3年度

社会保険事務講習会のご案内

『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』

これから年金を受給される従業員の方を対象に、働きながらの年金受給や年金と雇用保険の調整及び失業保険や退職後の健康保険の選択などについて学びます。

『入社・退職時の手続き』

入社時、退職時の社会保険・雇用保険の主な手続きや記入の仕方について学びます。

地区	日時	会場	地区	日時	会場
佐賀会場	令和4年2月6日(日)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	鳥栖会場	令和4年3月4日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津会場	令和4年2月6日(日)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	佐賀会場	令和4年3月9日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
鳥栖会場	令和4年2月13日(日)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	武雄会場	令和4年3月11日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
武雄会場	令和4年2月20日(日)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	唐津会場	令和4年3月14日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
講師●社会保険労務士			講師●社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 **13:20**受付 ▶ **13:40**開始 ▶ **16:00**終了予定

● 募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

● 対象者 2月… 事業所にお勤めの従業員の方 ※特に50歳以上の方にお勧めします
3月… 社会保険事務担当者の方

● 参加料 **会員事業所は無料** (但し、非会員事業所及び令和3年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

● 申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

● お申込みお問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号	宛名シールの左下の番号。おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望会場日時	『60歳からの年金・雇用保険・健康保険』 (佐賀 ・ 唐津 ・ 鳥栖 ・ 武雄) 会場 令和4年 月 日 ()	『入社・退職時の手続き』 (鳥栖 ・ 佐賀 ・ 武雄 ・ 唐津) 会場 令和4年 月 日 ()
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒 _____ 事業所電話番号 () - _____	
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

令和4年4月から実施される年金制度改正

(1) 60歳台前半の在職老齢年金制度の見直し

要点

- 60歳～64歳の在職老齢年金について、支給停止基準額の「28万円」が、現行の65歳以上の在職老齢年金と同じ「47万円」（令和2年度額）に引き上げられます。
- 年金月額^{※1}と総報酬月額相当額^{※2}が47万円を超えた場合、 $[(\text{年金月額} + \text{総報酬月額相当額} - 47\text{万円}) \div 2]$ が支給停止額になります。
- 65歳以上の支給停止基準額は「47万円」のままです。

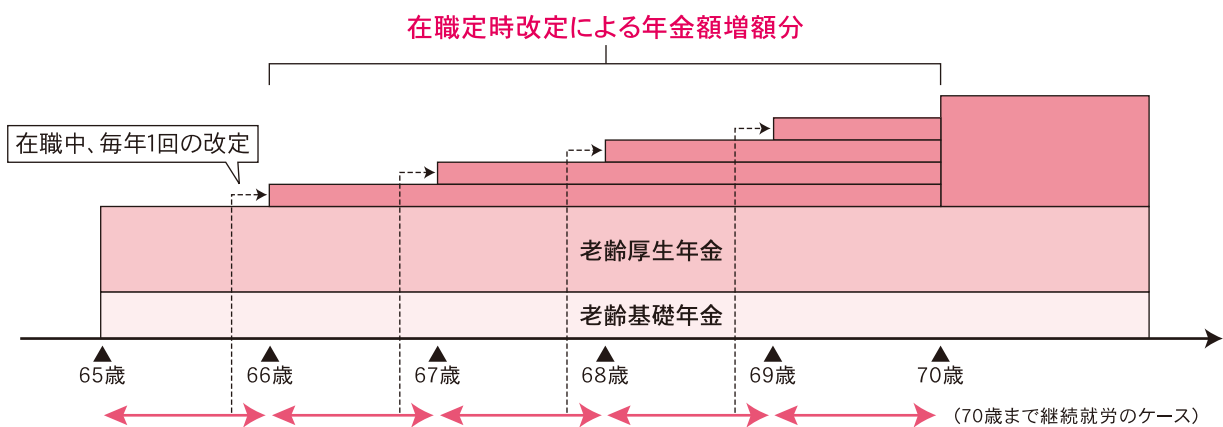
※1 年金月額=60歳台前半の老齢厚生年金(加給年金額を除く) ※2 総報酬月額相当額=月給+(その月以前1年間の賞与額÷12)

(2) 65歳以上の在職定時改定の導入

要点

- 65歳以上の受給者については、在職中であっても、年金額の改定を毎年1回(10月分から)行います。

改正後 ・標準報酬月額20万円で1年間就労した場合→+13,000円程度/年(+1,100円程度/月)



(3) 繰下げ受給の上限年齢の引き上げ

要点

- 現在70歳となっている繰下げ受給の上限年齢が75歳に引き上げられます。
- これにより、60歳から70歳となっている年金の受給開始時期の選択肢が、60歳(繰上げ受給)から75歳(繰下げ受給)に拡大されます。
- 繰下げ増額率は1月当たり0.7%で変わらないため、75歳受給の場合の増額率は84%になります。

国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切り替え〔令和4年4月実施〕

新たに国民年金第1号～第3号被保険者となった人に交付している国民年金手帳を廃止し、基礎年金番号通知書の送付に切り替えられます。

※年金手帳の再交付申請は廃止されますが、法律施行までに送付された年金手帳は、引き続き基礎年金番号を明らかにすることができる書類として利用できます。

令和4年3月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
		1 鹿島市役所 (予約)	2 多久市役所 (予約)	3	4 伊万里市役所 (予約)	5
6	7 伊万里市役所 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	8 基山町役場 (予約)	9 有田町役場 (予約)	10	11 伊万里市役所 (予約)	12 年金事務所 休日相談日 (予約)
13	14 年金事務所 延長相談 19時まで	15 鹿島市役所 (予約)	16 多久市役所 (予約)	17	18 伊万里市役所 (予約)	19
20	21	22 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	23	24	25 伊万里市役所 (予約)	26
27	28 年金事務所 延長相談 19時まで	29	30	31		

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	第1月曜日・毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場	第2水曜日 10:00～15:00	

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先
「予約受付専用電話」
☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は
☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15まで
※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書が個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

県内の年金事務所のお電話は、自動音声でご案内します。音声ガイダンスの内容は下記の通りです。

お問い合わせ先	佐賀年金事務所 TEL 0952-31-4191	唐津年金事務所 TEL 0955-72-5161	武雄年金事務所 TEL 0954-23-0121
---------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------

自動音声案内に従って番号を押してください	1	年金の請求やお受け取りに関するご相談、相談のご予約	1 一般的な年金相談	「ねんきんダイヤル」へおつなぎします
			2 提出いただいた年金受給に関する各種請求書・届書の処理状況のご確認	「お客様相談室」へおつなぎします
	2	国民年金の加入、保険料納付、免除手続きなどのご相談	1 国民年金の加入、保険料に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつなぎします
			2 年金事務所職員にご用の方	「国民年金課」へおつなぎします
	3	健康保険・厚生年金保険の資格や報酬、事業所の新規加入手続きなどのご相談	1 健康保険・厚生年金保険の加入や届書に関する一般的なご相談	「ねんきん加入者ダイヤル」へおつなぎします
		2 年金事務所職員にご用の方	「厚生年金適用調査課」へおつなぎします	
4	健康保険・厚生年金保険料のご相談			「厚生年金徴収課」へおつなぎします
5	その他のご用件のとき	0	もう一度メッセージをお聞きになるとき	

ダイヤル回線の方や、操作方法またはお問い合わせ先が不明なときは、番号を押さず、そのままお待ちください。

事業所の所在地や名称等に変更があった場合は当協会にもお知らせください

届出は **FAX.0952-26-3377** か **郵送** でお願いします。 一般財団法人 佐賀県社会保険協会
佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

会員事業所登録事項変更届

佐賀県社会保険協会あて

令和 年 月 日

会員整理番号	電話番号
事業所名	ご担当者名

《該当する欄をご記入ください》

変更後

事業所名	
所在地	
電話番号	